

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	農業政策課	整理番号	3-1
処分の種類	農業協同組合の登記未了による設立認可の取消し			
根拠法令条例等・条項	農業協同組合法第63条第2項			
処分の概要	農業協同組合について、設立認可の日から90日以内に設立登記をしないことによる当該認可の取消し			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	未設定(過去に処分事例がないため)			
基準の制定根拠	—			